店頭通貨バイナリーオプション取引約款 Terms and Conditions – OTC Currency Binary Option Trading

(本約款の趣旨)

第1条 この約款(以下「本約款」といいます。)はお客さまが、Binary株式会社(以下「当社」といいます。)との間で行う店頭通貨バイナリーオプション取引(以下「本取引」といいます。)に関して、当社の取引システム(以下「本システム」といいます。)によりお客さまに提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の特徴、仕組み、取引条件、リスク、並びに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。

(リスクの確認と自己責任の原則)

- 第2条 お客さまは本取引を行うにあたり、取引説明書および本約款の内容、本取引の仕組み等を十分理解し、またその内容を承諾し、次の各号に掲げる本取引のリスク等を十分に理解したうえで、自己の判断と責任において取引を行っていただくものとします。
- (1) 原資産である外国為替相場の変動リスク及び金利変動リスクがあり、お客さまの予想がはずれた場合は、投資した金額を失うこと。(為替変動リスク、金利変動リスク)
- (2) 主要外国為替市場の休場日、経済指標の発表前、ニューヨーク市場の金曜午後等は流動性が低下するため、価格提示が拡大または困難になり購入または売却ができなくなるリスクがあること。(流動性リスク)
- (3) システム関連機器、通信関連機器等の障害・故障等のトラブルにより取引に制限が生じたり、お客さまが意図した取引ができなくなる可能性があること。(システムリスク)
- (4) 当社の経営・財務状況等の変化、または当社のカバー先及び取引先金融機関の破綻等による信用リスクが伴うこと。(信用リスク)
- (5) 政治、経済、経済情勢、天変地異、戦争、法令・規制等の変更により取引に制限が生じたり、金銭授受の遅延が生じるリスクがあること。
- (6) 本取引は、確実に利益が得られたり、元本の保証が約束されるものではなく、オプション購入合計金額の損失が発生すること。
- (7) 本取引は、購入価格と売却価格とにスプレッドがあること。
- (8) 取引に異常が生じた場合もしくはそのおそれがある場合、または当社のカバー先の価格配信に異常が生じた場合もしくはそのおそれがある場合に、取引の停止・中止を行う場合があること。
- (9) 本取引では、お客さまの過度な取引を防止するため当社の判断で取引限度額を定め、その限度額に達した場合には取引を受け付けない場合があること。
- (10) 購入したオプションは、原資産である外国為替相場等の動きを受けて価格が変動するため、価格が下落した場合、権利行使前に売却を行ったとしても損失が発生する可能性があること。
- (11) 本取引のお客さまの口座番号、パスワード等はお客さまが自己の責任で管理する必要があること。第三者がお客さまの口座を利用して取引をした場合もその責任はお客さまにあり、当社は一切の責任を負わないこと。
- (12) 上記に掲げたリスクは、店頭通貨バイナリーオプション取引の一部であり全てのリスクを網羅しているものではないこと。
- (13) 店頭通貨バイナリーオプション取引は、多額の損失を伴う取引をお客さま自らの判断と責任のもとで行うものであるため、当社からの取引説明書、本約款のみに準拠することなく、専門家(弁護士、税理士等)の助言を得る等しながら、お客さまの知識、経験に基づき資産状況、投資方針等に見合った取引を行うことが肝要なこと。

(口座開設の適格要件)

- 第3条 本取引のための口座を開設するにあたっては以下の各号の基準を満たしたうえで、知 識確認テストに合格する必要があります。
- (1) 店頭金融先物取引について相当の知識があり、取引の仕組み等を十分理解していること。
- (2) 所定の取引時確認が行われていること。
- (3) 当社との取引において、インターネットでの取引が利用できること。
- (4) 固有のEメールアドレスがあり、当社からの通信を常時確認することができること。
- (5) 報告書等が全て電磁的な方法により交付されることに同意していること。
- (6) 年齢が20歳以上75歳未満であること。ただし75歳以上のお客さまに関しては、面談もしくはそれに準じる手段により、適正な投資判断能力があると当社が確認して承認した場合を除く。(個人の場合)
- (7) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、生活保護法非適用者でないこと。
- (8) 日本国の居住者であること。
- (9) 反社会的勢力に関与していないこと。
- (10) 金融先物取引業者又は官公庁において、店頭デリバティブ取引に関わる業務を担当する者でないこと。(個人の場合)
- (11) マネーロンダリング等の違法行為、公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行おうとする者でないこと。
- (12) 年収が100万円以上あり且つ金融資産50万円以上を有すること。
- (13) その他当社との取引にふさわしい者であること。

(取引時間)

第4条 本取引の利用時間は、当社が別途定めるものとします。また、利用時間内であっても、通信回線及びシステム関連機器等の瑕疵または障害等やむを得ない事由が発生した場合は、当社は予告なく本取引のサービスの全部または一部の提供を一時的に中断、または中止をすることができるものとします。

(取引価格)

第5条

- 1. 取引価格は、銀行間取引市場において取引されている直近の為替レート、権利行使価格(ストライク・プライス)、相場変動率(ボラティリティ)、権利行使期間、原資産となる対象通貨のそれぞれの金利に基づき、当社独自の計算方法に基づき算出の上、お客さまに提供するものとします。
- 2. 本取引における取引価格の算出は随時行われます。
- 3. 本取引における取引価格の表示は、算出後、随時更新されます。
- 4. 本取引における取引価格は、お客さまもしくは当社側の通信回線の予期せぬトラブルにより 表示が遅延、もしくは表示が更新されない等の制約を受ける場合があります。
- 5. 本取引における取引価格が、誤った銀行間取引市場の為替レートを元に算出された場合もしくは何らかの理由で算出に使用されるべき本来の計算式、価格変動要因が使われずに算出され提供された場合は異常価格とみなし、これによって成立した取引は全て無効とさせていただきます。また、同一回号、同一通貨ペアにおいて権利行使条件が同一となっているコールオプションとプットオプションの取引価格の合計額がペイアウト額と極端に乖離していると当社が判断した場合も異常価格とみなします。

(取引注文)

第6条 お客さまは、当社のウェブサイトからログインし本取引に係る注文を行うものとし、お客さまもしくは当社側において通信機器関連の障害等が発生した場合を含め、前記以外の方法による注文の受諾は行わないものとします。

(注文の指示)

第7条 本取引において、お客さまが当社に対して注文を行う場合、原資産、コール・プットの別、購入・売却の別、取引数量、権利行使価格、回号、その他お客さまの指示によることとされている事項を、必要に応じお客さまが当社に指示するものとします。

(取引の成立)

第8条

- 1. 当社は、お客さまから受けた注文を社会通念上合理的な時間内に成立させるものとします。お客さまはこの処理時間について、当社が通常の処理を行う限り異議を申し立てないものとします。
- 2. 本取引において、お客さまが権利を購入した場合、当該権利の購入金額(オプション料)は直ちにお客さま口座の残高から減算されるものとします。
- 3. お客さまが発注した時点で、他のお客さまの注文を当社が先に受注した場合は、取引を成立させる約定処理に劣後が生じ、お客さまに不利な価格で約定される場合があります。お客さまは予めこれを承諾するものとします。
- 4. 約定価格は、お客さまが発注した時点で提示されていた取引価格と差異が生じる場合があります。
- 5. 銀行間市場において為替レート等が提示されない等の理由で、当社が取引価格を算出できないときはお客さまの注文を受け付けることができない場合があります。

(取引の制限)

第9条 本取引に係る取引数量ならびに取引上限は、当社が別途定めるものとします。

(取引銘柄)

第10条 本取引に係る取引銘柄は、当社が別途定めるものとし、当社が本取引の注文の受諾を停止することが必要であると判断した場合、その銘柄は取引ができなくなるものとします。

(取引機器等の環境)

第11条

- 1. 本取引は、インターネット回線を通じて行う非対面取引であり、お客さま自身がPCもしくは携帯端末の操作に熟練している必要があります。
- 2. 本システムを利用するために必要なPCもしくは携帯端末等、インターネット回線、その他設備等はお客さまの費用負担と責任において準備のうえ、これを維持するものとします。
- 3. 本システムの規格変更あるいはその他の理由により、お客さまが使用しているPCもしくは携帯端末等、インターネット回線、その他設備が本システムに対応することが不可能になった場合は、お客さまの費用負担と責任において本システムに対応したものを準備するものとします。

(決済方法)

第12条 本取引の決済は、判定時刻における権利行使(自動)又は反対売買により差金決済により行うものとし、受渡通貨は日本円のみとします。

(取引内容の照会)

第13条

- 1. お客さまは、本取引に関する取引注文の内容、約定内容を、本システムを通して照会することができます。
- 2. 取引注文の内容、約定内容については前項の方法でその取引の都度、お客さま自身で確認す

るものとします。

- 3. 前項の内容に疑義が生じた場合は、注文日時もしくは約定日時より24時間以内に当社にお申し出ください。24時間以内に取引注文の内容、約定内容にお申し出がなかった場合は、それらに異議がないものとします。
- 4. 前項の申し出があった場合において、当社による調査の結果、当社にシステム障害等、取引注文の内容、約定内容に疑義が生じうる特段の事情がなかった場合にはその旨をお客さまに報告し、これをもってその取引注文の内容、約定内容に疑義がなかったものとします。

(手数料)

第14条

- 1. 本取引における取引手数料は無料です。
- 2. お客さまが当社に振込を行う際の振込手数料はお客さまの負担とし、当社がお客さまの銀行口座へ振込を行う際の振込手数料は当社負担とします。
- 3. 当社が別途定める期間、新規取引または決済取引が行われなかった場合、口座維持管理手数料(年間2,500円)が必要となります。

(遅延損害金の支払い)

第15条 お客さまが本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠った時は、当社は、履行期日の翌日より履行の日(ともに当該日を含みます。)まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

(債権譲渡等の禁止)

第16条 お客さまが当社に対して有する債権は、他に譲渡、質入れ、その他処分をすることができないものとします。

(届出事項の変更)

第17条 お客さまは、当社に届け出た氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地その他 当社が定める事項に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の所定の方法でその旨の届け出を行う ものとします。

(取引口座の停止または解約)

第18条

- 1. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社はお客さまの取引口座の機能(預託金の入出金、取引注文等)の全部もしくは一部を停止できるものとします。
- (1) お客さまが当社に対し、取引口座の停止の申し入れをした時。
- (2) 本約款および取引説明書の変更にお客さまが同意しない時。
- (3) お客さまが本約款の条項に違反し、当社がお客さまの取引口座の停止を通告した時。
- (4) 当社が、お客さまが本約款第3条に定める適格要件を満たさなくなったと合理的に判断した場合。
- (5) 店頭通貨バイナリーオプション取引口座が停止された時。
- (6) 当社により過誤入出金がなされた時。
- (7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると判断した時。
- 2. 次の各号のいずれかに該当した時は、お客さまの取引口座は解約されることとします。
- (1) お客さまが当社に対し、取引口座の解約の申し入れをした時。
- (2) 一定期間にわたり、取引口座の停止が継続した場合。
- (3) お客さまが本約款の条項に違反し、当社がお客さまの取引口座の解約を通告した時。
- (4) お客さまが反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。

- (5) お客さまがマネーロンダリング等の社会的秩序に反する取引等、不正な取引の手段として本取引を行っていると当社が合理的に判断した場合。
- (6) 当社が認めていないシステムツール等を用いて本取引を行っていると当社が判断した場合。
- (7) 店頭通貨バイナリーオプションが解約された時。
- (8) 当社が、お客さまが本約款第3条に定める適格要件を満たさなくなったと合理的に判断した場合。
- (9) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引口座を存続することが不適切であると判断した場合。

(利息)

第19条 お客さまが本取引に際し、当社に差し入れる預託金およびその他の金員には、利息その他の対価は付さないものとします。

(期限の利益の喪失)

第20条

- 1. お客さまについて次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する本取引に係る債務について当然期限の利益を失い、遅滞なく債務を弁済するものとします。
- (1) 支払いの停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあった時。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた時。
- (3) お客さまの当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送された時。
- (4) お客さまの当社に対する本取引に係る債権について差し入れている担保の目的物について 差押、または競売手続の開始があった時。
- (5) 住所変更の届出を怠る等お客さまの責に帰すべき事由によって、お客さまの所在が不明となった時。
- (6) お客さまが死亡した場合、または制限行為能力者となった場合。
- 2. お客さまについて次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、遅滞なく債務を弁済するものとします。
- (1) お客さまの当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) お客さまの当社に対する債務(本取引に係る債務を除く)について差し入れられている担保の目的物について差押、または競売手続の開始があった時。
- (3) お客さまが本約款またはその他一切の当社との取引約定のいずれかに違反した時。
- (4) 前3号の他、債権保全を必要とする相当の事由が生じた時。

(期限の利益を喪失した場合等における本取引の反対売買)

- 1. お客さまが前条第1項各号のいずれかに該当した時は、当社が任意に、お客さまが保有しているポジションの決済に必要な反対売買を、お客さまに事前に通知することなくお客さまの計算において行うものとします。
- 2. お客さまが前条第2校第1号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞した時は、当社が任意に当該遅滞に係る本取引を決済するために必要な決済を、お客さまに事前に通知することなく、お客さまの計算にて行うものとします。

(債務不履行)

第21条

第22条 お客さまが本約款に定める履行期日である本取引の受渡日を過ぎても債務を履行しない場合は、当社は第X条に定める遅延損害金を申し受けることができるものとします。

(免責事項)

第23条

- 1. 次の各号に掲げる損害については、当社はその責めを負わないものとします。
- (1) 天変地異、政変、ストライキ、外貨事情または相場の急変、金融市場の閉鎖・混乱等の不可抗力の事由により、本取引の注文執行、金銭の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。
- (2) 外国為替市場等の閉鎖または規則の変更等の事由により、お客さまの本取引に係る注文に当社が応じ得ないことによって生じた損害。
- (3) 電信、インターネット(回線の混雑を含みます。)、郵便の誤謬または遅延等の事由によって生じた損害。
- (4) 各国政府の法令等、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃により生じた損害。
- (5) 当社が本約款、国内法令等に従ってお客さまの本人確認を行った上で、金銭の授受その他の処理を行ったことに起因または関連して生じた障害。
- (6) お客さま自身が入力したか否かを問わず、あらかじめ当社に登録されている口座番号、パスワード等の一致を当社が確認した上で行われた本取引等により生じた障害。
- (7) お客さまのPC・携帯端末のハードウェアやソフトウェアの故障・誤作動、当社のコンピュータシステムもしくはソフトウェアの故障・誤作動、当社カバー先、市場関係者、第三者が提供するシステムやソフトウェアの故障・誤作動、その他本取引に係る一切のコンピュータのハードウェア・ソフトウェア・システムの故障・誤作動により生じた障害。
- (8) お客さまが必要な確認をしなかったまたは注文ミスにより、当該注文が成立してしまったまたは成立しなかったことにより生じた損害。
- (9) 国内金融機関の祝休日または当社の取扱時間外のために、お客さまの注文に応じ得ないことにより生じた損害。
- (10) 国内金融機関の祝休日または当社の取扱時間外のために、本取引に係る書通知が遅延したことにより生じた損害。
- (11) 当社もしくはお客さまご自身が設定した限度額を超えて取引を行ったことにより生じた損害。
- (12) インターネット及びコンピュータにおける固有のリスクにより生じた障害。
- (13) その他当社の責によらない事由により生じた障害。
- 2. 当社は次の各号に定める事由により、お客さまからの注文が発注されなかったり、または 誤発注されたことにより生じたお客さまの損害について、当社は一切その責めを負わないもの とします。
- (1) 当社の故意または重過失によらない、お客さま・当社および当社のカバー先を結ぶ通信回線およびシステム関連機器等の瑕疵または障害。
- (2) 天変地異等やむを得ない事由による、お客さま・当社および当社のカバー先を結ぶ通信回線およびシステム関連機器等の瑕疵または障害。

(通知の方法)

第24条 当社からお客さまへの通知は、原則として当社ホームページにおいて行うものとします。ただし、当社が必要と判断する場合は、書面、電子メールまたは電話等の方法により通知する場合があるものとします。

(通知の効力)

第25条

- 1. お客さまの届け出た住所または事務所の所在地またはメールアドレス宛に、当社よりなされた本取引に関する書通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 2. 本約款における当社からお客さまに対する通知は、本約款に別段の定めがある場合を除き、当社ホームページ上で通知の内容を確認できる状態にすることをもって、通知したものとみなします。

(準拠法)

第26条 本約款は、日本国の法律を準拠法とし、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

(合意管轄)

第27条 お客さまと当社との間に生じた本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(支配言語)

第28条 本約款およびいかなる追加の合意(現在および将来を問わず)は日本語で行われるものとし、その他の言語の翻訳は参照用に過ぎません。日本語版と他の言語版との矛盾・齟齬がある場合は、日本語版が優先します。

(約款の変更)

第29条

- 1. 本約款は、法令・条例の変更、監督官庁・自主規制機関の指示、その他当社が必要と認めた場合には変更されることがあります。
- 2. 本約款の変更がお客さまに従来認められていた権利を制限する、またはお客さまに新たな義務を課すものである場合、当社は、原則として変更事項を当社ホームページに掲示する等、当社の定める方法によりお客さまにお知らせするものとし、所定の期日を経過してもお客さまから異議の申し出がない時は、本約款に同意したものとします。

平成27年X月X日制定